

別記様式第2号（その1の1）

（用紙 日本工業規格A4縦型）

基本計画書

基本計画								
事項	記入欄						備考	
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更							
フリガナ設置者	カッコウホウシン シュンシンガクエン 学校法人 純真学園							
フリガナ大学の名称	シュンシンガクエンダイガク 純真学園大学 (Junshin Gakuen University)							
大学本部の位置	福岡県福岡市南区筑紫丘1丁目1番1号							
大学の目的	本学は、教育基本法及び学校教育法の本旨に則り、広く知識を授け深く専門の学芸を研究教授するとともに、純真学園建学の精神に基づき、教養豊かにして学識高き人材を養成することを目的とする。							
新設学部等の目的	近年の看護師を始めとした医療技術者の不足、高校生の保健医療系大学への根強い人気及び本学設置以降、既設学科への高い志願倍率から、本学が福岡県福岡市南区筑紫丘1丁目1番1号に設置している「保健医療学部」の看護学科、放射線技術科学科及び検査科学科の入学定員及び収容定員を下記のとおり増加するものである。							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地 福岡県福岡市南区筑紫丘1丁目1番1号
	保健医療学部	年	人	年次人	人		年 月 第 年次	
	看護学科	4	100 (80)	-	400 (320)	学士 (看護学)	平成30年4月 第1年次	
	放射線技術科学科	4	80 (60)	-	320 (240)	学士 (保健衛生学)	平成30年4月 第1年次	
	検査科学科	4	75 (60)	-	300 (240)	学士 (保健衛生学)	平成30年4月 第1年次	
	医療工学科	4	40	-	160	学士 (保健衛生学)	平成23年4月 第1年次	
	計		295 (240)	-	1,180 (960)			
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)		純真学園大学大学院 保健医療学研究科看護学専攻 (6) (平成29年3月設置認可申請) 保健医療学研究科保健衛生学専攻 (6) (平成29年3月設置認可申請)						
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数	-	
		講義	演習	実験・実習	計			
	-	- 科目	- 科目	- 科目	- 科目	- 単位		

教 員 組 織 の 概 要	学 部 等 の 名 称		専任教員等						兼 任 教員等
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
	新 設	保健医療学部	人	人	人	人	人	人	人
		看護学科	11 (11)	5 (5)	6 (6)	8 (8)	30 (30)	3 (3)	77 (77)
		放射線技術科学科	6 (6)	4 (4)	0 (0)	4 (4)	14 (14)	0 (0)	60 (60)
		検査科学科	6 (6)	6 (6)	2 (2)	2 (2)	16 (16)	0 (0)	65 (65)
		医療工学科	7 (7)	2 (2)	2 (2)	3 (3)	14 (14)	0 (0)	62 (62)
		計	30 (30)	17 (17)	10 (10)	17 (17)	74 (74)	3 (3)	- (-)
	既 設	該当なし	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
		計	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
合 計		30 (30)	17 (17)	10 (10)	17 (17)	74 (74)	3 (3)	- (-)	
教員以外の職員の概要	職 種		専 任		兼 任		計		
	事 務 職 員		17 (17)		19 (19)		36 (36)		
	技 術 職 員		0 (0)		0 (0)		0 (0)		
	図 書 館 専 門 職 員		4 (4)		0 (0)		4 (4)		
	そ の 他 の 職 員		0 (0)		0 (0)		0 (0)		
	計		21 (21)		19 (19)		40 (40)		
校 地 等	区 分	専 用	共 用		共用する他の 学校等の専用		計		純真短期大学（必要面積：3,600㎡、収容定員：360人）および純真高等学校（必要面積：4,520㎡、収容定員770人）と共用 借用面積：2,269㎡ 借用期間：20年間 （H30.4.1～H50.3.31） 〔運動場用地〕 校地校舎と別地 （スクールバスで15分）
	校 舎 敷 地	16,672.69 ㎡	6,873.40 ㎡		5,135.96 ㎡		28,682.05 ㎡		
	運 動 場 用 地	9,503.17 ㎡	0.00 ㎡		32,381.58 ㎡		41,884.75 ㎡		
	小 計	26,175.86 ㎡	6,873.40 ㎡		37,517.54 ㎡		70,566.80 ㎡		
	そ の 他	735.35 ㎡	4,684.20 ㎡		1,457.05 ㎡		6,876.60 ㎡		
	合 計	26,911.21 ㎡	11,557.60 ㎡		38,974.59 ㎡		77,443.40 ㎡		
校 舎		専 用	共 用		共用する他の 学校等の専用		計		純真短期大学（必要面積：3,900㎡）と共用
		23,985.76 ㎡ （23,985.76 ㎡）	7,865.32 ㎡ （ 7,865.32 ㎡）		5,804.75 ㎡ （ 5,804.75 ㎡）		37,655.83 ㎡ （37,655.83 ㎡）		借用面積：5,138.07 ㎡ （内、使用面積：2,673.51㎡） 借用期間：20年 （H30.4.1～H50.3.31）
教室等	講義室	演習室	実験実習室		情報処理学習施設		語学学習施設		大学全体
	30 室	14 室	33 室		4 室 （補助職員1人）		0 室 （補助職員0人）		
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称			室 数				
		大学全体			76 室				

図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 点	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点				
	大学全体	37,196 [3,338] (30,094 [2,984])	168 [77] (168 [77])	6 [6] (6 [6])	2,050 (1,680)	4,274 (4,184)	45 (45)				
	計	37,196 [3,338] (30,094 [2,984])	168 [77] (168 [77])	6 [6] (6 [6])	2,050 (1,680)	4,274 (4,184)	45 (45)				
図書館		面積		閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数		大学全体			
		1,741.10 m ²		284 席		60,500 冊		図書館（筑紫丘）は純真短期大学と共用 図書室（百道浜）は研究科専用 図書館の閲覧座席数 筑紫丘：246席、百道浜：38席 図書収納可能冊数 筑紫丘：45,000冊 百道浜：15,500冊			
体育館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要							
		588.67 m ²		テニスコート2面							
経費の 見積り 及び 維持 方法 の 概 要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	大学全体	
		教員1人当り研究費等		338 千円	338 千円	338 千円	338 千円	- 千円	- 千円	図書費には電子ジャーナル・データベースの整備費（運用コスト含む）を含む。	
		共同研究費等		2,000 千円	2,000 千円	2,000 千円	2,000 千円	- 千円	- 千円		
		図 書 購 入 費	13,135 千円	13,331 千円	13,331 千円	13,331 千円	13,331 千円	- 千円	- 千円		
	学生納付金1人当り	設 備 購 入 費	31,010 千円	20,000 千円	20,000 千円	20,000 千円	20,000 千円	- 千円	- 千円		
		保健医療学部	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
		看護学科	1,600 千円	1,400 千円	1,400 千円	1,400 千円	- 千円	- 千円			
		放射線技術科学科	1,600 千円	1,400 千円	1,400 千円	1,400 千円	- 千円	- 千円			
		検査科学科	1,500 千円	1,300 千円	1,300 千円	1,300 千円	- 千円	- 千円			
		医療工学科	1,500 千円	1,300 千円	1,300 千円	1,300 千円	- 千円	- 千円			
学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学等経常経費補助金、雑収入等								
既設大学等の 状 況	大 学 の 名 称		純真学園大学								
	学 部 等 の 名 称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所 在 地	
	保健医療学部		年	人	年次人	人		倍		福岡県福岡市南区筑紫丘1丁目1番1号	
	看護学科		4	80	—	320	学士 （看護学）	1.13	平成23年度		
	放射線技術科学科		4	60	—	240	学士 （保健衛生学）	1.17	平成23年度		
	検査科学科		4	60	—	240	学士 （保健衛生学）	1.14	平成23年度		
	医療工学科		4	40	—	160	学士 （保健衛生学）	1.14	平成23年度		
	大 学 の 名 称		純真短期大学								
	学 部 等 の 名 称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所 在 地	
			年	人	年次人	人		倍			
	食物栄養学科		2	80	-	160	短期大学士 （食物栄養）	0.76	昭和34年度	福岡県福岡市南区筑紫丘1丁目1番1号	
	こども学科		2	100	-	200	短期大学士 （幼児教育）	0.95	平成18年度		
	大 学 の 名 称		埼玉純真短期大学								
	学 部 等 の 名 称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所 在 地	
			年	人	年次人	人		倍			
こども学科		2	150	-	300	短期大学士 （幼児教育）	0.88	昭和58年度	埼玉県羽生市下岩瀬430番地		
附属施設の概要		該当なし									

学校法人純真学園 設置認可等に関わる組織の移行表

平成29年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	平成30年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
純真学園大学				純真学園大学				
保健医療学部				保健医療学部				
看護学科	80	-	320	看護学科	<u>100</u>	-	<u>400</u>	定員変更(20)
放射線技術科学科	60	-	240	放射線技術科学科	<u>80</u>	-	<u>320</u>	定員変更(20)
検査科学科	60	-	240	検査科学科	<u>75</u>	-	<u>300</u>	定員変更(15)
医療工学科	40	-	160	医療工学科	40	-	160	
計	240	-	960	計	<u>295</u>	-	<u>1,180</u>	
純真短期大学				純真短期大学				
食物栄養学科	80	-	160	食物栄養学科	80	-	160	
こども学科	100	-	200	こども学科	100	-	200	
計	180	-	360	計	180	-	360	
埼玉純真短期大学				埼玉純真短期大学				
こども学科	150	-	300	こども学科	150	-	300	
計	150	-	300	計	150	-	300	
				純真学園大学大学院				大学院の設置 (認可申請)
				保健医療学研究科				
				看護学専攻(M)	<u>6</u>	-	<u>12</u>	
				保健衛生学専攻(M)	<u>6</u>	-	<u>12</u>	
				計	<u>12</u>	-	<u>24</u>	

純真学園大学 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 純真学園大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の本旨に則り、広く知識を授け深く専門の学芸を研究教授するとともに、純真学園建学の精神に基づき、教養豊かにして学識高き人材を養成することを目的とする。

2 本学の設置する学部及び学科における人材の養成に関する目的その他教育研究の目的については別に定める。

第2章 自己点検・評価等

(自己点検・評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図ると共に、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己点検・評価については、本学の職員以外の者による検証を受ける。

3 自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

4 第1項の自己点検・評価に加え、教育研究等の総合的な評価について、学校教育法施行令第40条に定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受ける。

(情報の積極的な公表)

第3条 本学は、教育研究活動、組織及び運営の状況等について、刊行物・Webへの掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に公表するものとする。

(教育内容等の改善)

第4条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための組織を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の組織については別に定める。

第3章 組織

(学部、学科及び学生定員)

第5条 本学における学部、学科の構成及び学生定員については、次の通りとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	収 容 定 員
保 健 医 療 学 部	看 護 学 科	100 名	400 名
	放 射 線 技 術 科 学 科	80 名	320 名
	検 査 科 学 科	75 名	300 名
	医 療 工 学 科	40 名	160 名
合 計		295 名	1,180 名

(図書館)

第6条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(教職員)

第7条 本学に、次の職員を置く。

- (1) 教育職員 教授、准教授、専任講師、助教、助手
- (2) 事務職員及びその他の職員

2 教育職員の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

(役職)

第8条 本学に、次に掲げる役職を置く。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学科長
- (4) 図書館長
- (5) 教務部長
- (6) 学生部長
- (7) 入試部長
- (8) 広報部長
- (9) 就職部長
- (10) 学外実習対策部長
- (11) 国家試験対策部長
- (12) FD 委員長
- (13) 国際交流推進委員長
- (14) IPE 専門部会長
- (15) 危機管理対策委員長
- (16) 紀要委員長
- (17) 遺伝子組換え実験安全委員長
- (18) 倫理委員長
- (19) 放射線安全管理委員長

2 学長は、必要がある場合には、役職を置くことができる。

3 第1項に掲げる役職の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

(特別任用教員等)

第9条 学長は、必要がある場合には、特別任用教員又は非常勤講師を委嘱することができる。

2 特別任用教員及び非常勤講師に関し必要な事項は、別に定める。

(客員教授等)

第10条 本学に、客員教授及び客員研究員を置くことができる。

2 客員教授及び客員研究員に関し必要な事項は、別に定める。

(大学事務局)

第11条 本学に、大学事務局（以下、「事務局」という。）を置く。

2 事務局の事務を統括し、職員を指揮監督するため、大学事務局長を置く。

3 事務局の組織、業務その他必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第12条 本学の学部教授会を置く。

2 教授会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 専任の教授
- (4) その他学長が必要と認めた者

3 学長は教授会を招集し、その議長となる。ただし、あらかじめ学長が指名した者は、議長を代行できる。

4 本条に定めるものの他、教授会の運営について必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第13条 本学の学部、各種委員会を置くことができる。

2 委員会に関する必要な事項は、別に定める。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第14条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第15条 学年は、次の2学期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、教授会の議を経て、前項の期間を臨時に変更することができる。

(休業日)

第16条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 創立記念日
- (4) 春季休業日
- (5) 夏季休業日
- (6) 冬季休業日

2 前項第4号から第6号までの休業日については、毎年度始めに学長が定める。

3 臨時の休業日は、その都度学長が定める。

4 教育上特に必要があると認めるときは、休業日に授業を行うことができる。

第5章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第17条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第18条 在学年限は、修業年限の2倍を超えることはできない。

2 前項に規定するもののほか、同一学年に2年を超えて在学することはできない。

第6章 入学、編入学、転入学及び再入学

(入学の時期)

第19条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第20条 本学の第1年次に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣が指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した、在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを、文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学志願の手続)

第21条 本学に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、入学願書に学長が別に定める書類及び入学検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

2 前項の提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第22条 前条の規定による入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第23条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める書類を学長に提出すると共に、所定の入学科を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者について、入学を許可する。

(編入学等)

第24条 本学における編入学、転入学及び再入学は認めないものとする。

第7章 休学、復学、転学、転学科、留学、自主退学、除籍及び復籍

(休学)

第25条 学生が疾病その他やむを得ない事由により、引き続き3月以上修学することができない場合は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて副学長に願い出て、教授会の議を経て、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、疾病のため就学することが適当でない認められる学生に対しては、医師の診断書の提出を求めた上で、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、1年以内とする。但し、特別の事由があると認められる場合は、副学長に願い出て、教授会の議を経て、学長の許可を得て、さらに1年を限度として休学期間を延長することができる。

4 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

5 休学期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

(復学)

第26条 第25条第1項による休学者でその事由が止むときは、理由書及び疾病の場合は医師の診断書を添えて副学長に願い出て、教授会の議を経て、学長の許可を得て復学することができる。但し、休学中に学科の教育課程の変更、又は改組転換等が行われた場合は、変更後の教育課程を適用することがある。

(留学)

第27条 本学の学生が、外国の大学又は短期大学等、これに相当する高等教育機関への留学を願い出た場合、それが教育上有益と認めるときは、学長がこれを許可する場合がある。

2 留学期間は、原則として6ヶ月又は1年とし、2年を限度とする。

3 前項の許可を得て留学した期間は、第17条に規定する修業年限に算入することはできない。

4 留学先で取得した単位は、卒業に必要とされる単位に算入することはできない。

5 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(自主退学)

第28条 学生が退学しようとするときは、保証人連署の上、副学長に願い出て、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第29条 学長は、次の各号の一に該当する者については、教授会の議を経て、除籍することができる。

(1) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

(2) 第25条第3項及び第4項に定める休学期間を経過して、なお就学できない者

(3) 第18条に定める在学年限を経過した者

(4) 疾病、学力劣等及びその他の事由により成業の見込みがないと認められる者

(5) 正当な理由なく授業料等諸納付金を滞納し、催告してもこれに応じない者

(転学等)

第30条 本学における転学、転学科及び復籍は認めないものとする。

第8章 教育課程

(教育課程の編成)

第31条 本学は、学部、学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編

成するものとする。

(授業科目)

第32条 授業科目は、その内容により、教養教育科目、共通教育科目、専門教育科目に分ける。

2 開設する授業科目、単位の認定手続き及びその履修方法その他必要な事項は、別に定める。

(授業の方法等)

第33条 授業は、講義、演習、実験、実習のいずれかの方法により、又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の計算方法)

第34条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする

(3) 実験、実習については、45時間の授業をもって1単位とする

2 前項の規定にかかわらず、別に定める授業科目について、次の基準によりその単位数を定めることができる。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲内で定める時間の授業をもって1単位とすること

(2) 実験、実習については、30時間から45時間の範囲内で定める時間の授業をもって1単位とすること

3 前2項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第9章 履修方法及び単位の認定

(履修方法等)

第35条 授業科目、単位数、配当年次及び履修方法については、別に定める。

(単位の授与)

第36条 授業科目を履修し、かつ成績の審査に合格した者には、所定の単位を与える。

2 成績の審査は、試験、報告書、論文、平常の成績その他の方法により行う。

(単位の認定要件)

第37条 各授業科目について出席すべき授業時間の3分の2に達しない者は、その授業科目修了の認定を受けることができない。

(入学前の既修得単位数の取扱い)

第38条 学長は、教育上有益と認めるときは、本学に入学する前の他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下「他の大学等」という。）において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、別に定めるところにより、本学において修得したものとして認定することができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、本学に入学する前の短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、

その他文部科学大臣が定める学修等、大学以外の教育施設における学修を本学における学修とみなし、別に定めるところにより、単位を与えることができる。

- 3 前2項により卒業に必要な単位として修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、60単位を超えないものとする。

(他の学科における授業科目の履修等)

第39条 学生は、他の学科の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により与えることのできる単位数は、第38条の規定により本学において修得したものと認定又はみなすことのできる単位数と合わせて、60単位を超えないものとする。
- 3 第1項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第40条 学長は、教育上有益であると認めるときは、他の大学等との協議に基づき、別に定めるところにより、学生に他の大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 学長は、前項の規定により修得した単位については、教授会の議を経て、本学授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定により与えることのできる単位数は、第38条及び第39条の規定により本学において修得したものと認定又はみなすことのできる単位数と合わせて、60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第41条 学長は、教育上有益であると認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修について、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることのできる単位数は、第38条、第39条及び第40条の規定により本学において修得したものと認定又はみなすことのできる単位数と合わせて、60単位を超えないものとする。

(成績の評価基準)

第42条 授業科目の成績評価は、上位よりA⁺(100～97点)、A(96～93点)、A⁻(92～90点)、B⁺(89～87点)、B(86～83点)、B⁻(82～80点)、C⁺(79～77点)、C(76～73点)、C⁻(72～70点)、D⁺(69～66点)、D(65～60点)、F(59点以下)の12段階をもって表示し、Fを不合格、その他を合格とする。なお、単位認定科目はT、履修停止はWと表示する。

- 2 前項の成績評価による学業結果のうち、卒業に必要な単位として算入することのできる授業科目(Tの判定を受けた授業科目を除く。以下、この条において同じ。)の学業成績を総合的に判断する指標として、評価平均値(Grade Point Average、以下「GPA」という。)を用いる。
- 3 GPAは、卒業に必要な単位として算入することのできる授業科目の成績評価のうち、A⁺に4.00、Aに4.00、A⁻に3.70、B⁺に3.30、Bに3.00、B⁻に2.70、C⁺に2.30、Cに2.00、C⁻に1.70、D⁺に1.30、Dに1.00、Fに0.00をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、卒業に必要な単位として算入できる授業科目の総履修登録単位数で除して算出する。

第10章 卒業、学位の授与及び資格

(卒業の要件)

第43条 卒業の要件は、本学に4年以上在学し、別に定める授業科目について所定の単位を修得することとする。

2 第44条に定める卒業の認定の時点で、第15章に定める授業料等の諸納入金を完納していなければならない。

(卒業)

第44条 前条の規定により卒業要件を満たした者に対し、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第45条 前条の規定により卒業とみなされた者には、学士の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(資格)

第46条 本学が開設する授業科目のうち、所定の科目を履修し、単位を修得した者は、次の各項に掲げる資格を取得することができる。

- (1) 保健医療学部看護学科の課程を修了した者は、看護師国家試験を受験する資格を取得することができる。
- (2) 前号の課程を修了し、且つ指定した科目を追加履修した者は、保健師国家試験を受験する資格を取得することができる。
- (3) 保健医療学部放射線技術科学科の課程を修了した者は、診療放射線技師国家試験を受験する資格を取得することができる。
- (4) 保健医療学部検査科学科の課程を修了した者は、臨床検査技師国家試験を受験する資格を取得することができる。
- (5) 保健医療学部医療工学科の課程を修了した者は、臨床工学技士国家試験を受験する資格を取得することができる。

第11章 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(聴講生)

第47条 学長は、本学の特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、教育に支障のない範囲において、選考の上、教授会の議を経て、聴講生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第48条 学長は、本学の特定の授業科目を履修し、単位の修得を志願する者があるときは、教育に支障のない範囲において、選考の上、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 学長は、授業科目を履修した科目等履修生に対して、試験の上、単位を与え、単位修得証明書を交付することができる。

(特別聴講学生)

第49条 学長は、他の大学等に在学している者で、本学の特定の授業科目を履修し、単位の修得を志願する者があるときは、当該大学等との協議に基づき、教授会の議を経て、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 学長は、授業科目を履修した特別聴講学生に対して、試験の上、単位を与え、単位修得証明書を交付することができる。

(聴講生等に関する規定)

第50条 聴講生、科目等履修生及び特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第51条 外国人で大学において教育を受ける目的を持って入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 賞罰

(表彰)

第52条 学長は、人物、学業が優秀な者、又は学生の模範となる行為をした者について、教授会の議を経て、これを表彰することができる。

(懲戒)

第53条 学長は、本学の学則その他の規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者については、教授会の議を経て、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学処分とする。

(懲戒による退学)

第54条 懲戒による退学処分は、次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由なくして、出席が常でない者
- (3) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する者
- (4) その他、社会的秩序等に著しく反した者

第13章 福利厚生等

(福利厚生施設)

第55条 学生の福利厚生を図るため、本学に保健室、学生相談室その他の福利厚生施設を置く。

(健康診断)

第56条 職員及び学生の健康維持のため、毎年定期健康診断を行う。

(学生寮)

第57条 本学の学生の生活費を軽減するため、学生寮を置く。

2 学生寮に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 育英学生

(育英学生)

第58条 本学に福田昌子記念育英学生の制度を置く。

2 福田昌子記念育英学生について必要な事項は、別に定める。

第15章 入学検定料、入学料及び授業料等

(諸納入金)

第59条 本学の入学検定料、入学科及び授業料等に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 休学者は、授業料、実習費及び施設設備維持費を月割計算し、休学した月から復学した月までを免除する。ただし、月の途中で休学又は復学した場合は、その月の授業料、実習費及び施設設備費を納入しなければならない。
- 3 授業料、実習費及び施設設備維持費を納入した後の休学者については、休学期間中の相当額を、翌学期より差し引くものとする。ただし、休学期間が修業年限の最後の学期にあたる時は、休学期間中の授業料、実習費及び施設設備維持費は免除しない。
- 4 留学者、停学者、退学者及び除籍者は、別に定める諸納入金を納入しなければならない。
- 5 一旦納入された諸納入金は、返還しない。ただし、本学の1年次に入学する予定者が納入した諸納入金に関しては、定められた期間に所定の返還手続書類が受理された場合に限り、入学金以外を返還する。

第16章 公開講座等

(公開講座等)

- 第60条 社会人の教養を高めること、文化の向上に資すること及び開かれた大学として地域社会に貢献することを目的として、公開講座の開講その他大学開放の事業を行うことができる。
- 2 公開講座等に関し必要な事項は、別に定める。

(共同研究等)

- 第61条 本学の学術研究や地域社会への貢献に資するため、共同研究、受託研究を行うことができる。
- 2 共同研究、受託研究に関し必要な事項は、別に定める。

第17章 改廃

(改廃)

第62条 この学則の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この学則は、平成28年度入学生から適用し、平成27年度以前の入学生については、なお従前の例による。

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

純真学園大学 大学学則の変更事項を記載した書類

1. 一部改正の事由

近年の看護師をはじめとした医療技術者の不足、高校生の保健医療系職種および保健医療系大学への根強い人気及び本学開設以降、既設学科への高い志願倍率により、平成30年4月から既設学部の新設定員増（入学定員55名増、収容定員220名増）を行う。

2. 変更点

純真学園大学保健医療学部の新設定員を以下のとおり変更する。

学科名	変更前		変更後	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
看護学科	80名	320名	100名	400名
放射線技術科学科	60名	240名	80名	320名
検査科学科	60名	240名	75名	300名

3. 変更時期

平成30年4月1日

純真学園大学 学則 新旧対照表

新				旧			
純真学園大学 学則				純真学園大学 学則			
第1章～第2章 (略)				第1章～第2章 (略)			
第3章 組織				第3章 組織			
(学部、学科及び学生定員)				(学部、学科及び学生定員)			
第5条 本学における学部、学科の構成及び学生定員については、次の通りとする。				第5条 本学における学部、学科の構成及び学生定員については、次の通りとする。			
学 部	学 科	入 学 定 員	収 容 定 員	学 部	学 科	入 学 定 員	収 容 定 員
保 健 医 療 学 部	看 護 学 科	100 名	400 名	保 健 医 療 学 部	看 護 学 科	80 名	320 名
	放射線技術科学科	80 名	320 名		放射線技術科学科	60 名	240 名
	検 査 科 学 科	75 名	300 名		検 査 科 学 科	60 名	240 名
医 療 工 学 科		40 名	160 名	医 療 工 学 科		40 名	160 名
合 計		295 名	1,180 名	合 計		240 名	960 名
第6条～第14条 (略)				第6条～第14条 (略)			
第4章～第17章 (略)				第4章～第17章 (略)			
附 則				附 則			
この学則は、平成23年4月1日から施行する。				この学則は、平成23年4月1日から施行する。			

この学則は、平成25年4月1日から施行する。 この学則は、平成26年4月1日から施行する。 この学則は、平成27年4月1日から施行する。 この学則は、平成28年4月1日から施行する。 2 この学則は、平成28年度入学生から適用し、平成27年度以前の入学生については、なお従前の例による。 <u>この学則は、平成30年4月1日から施行する。</u>	この学則は、平成25年4月1日から施行する。 この学則は、平成26年4月1日から施行する。 この学則は、平成27年4月1日から施行する。 この学則は、平成28年4月1日から施行する。 2 この学則は、平成28年度入学生から適用し、平成27年度以前の入学生については、なお従前の例による。 (新設)
---	--

学則の変更の趣旨等を記載した書類

【目次】

(1) 本学の沿革	1
(2) 学則変更（収容定員変更）の内容	2
(3) 学則変更（収容定員変更）の必要性	3
(4) 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容	4
ア 教育課程等の変更内容	4
イ 教育方法及び履修指導方法の変更内容	4
(ア) 看護学科の実習計画案	4
(イ) 放射線技術科学科の実習計画案	5
(ウ) 検査科学科の実習計画案	5
ウ 教員組織の変更内容	6
(ア) 教育目的及び教育課程に則した教員の配置	6
(イ) 教員組織の年齢構成	7
エ 大学全体の施設・設備の変更内容	8
(ア) 施設、設備等の整備計画	8

学則の変更の趣旨等を記載した書類

(1) 本学の沿革

純真学園大学（以下「本学」という。）は、学校法人純真学園によって平成 23(2011)年に設置された大学である。

本学の設置母体である学校法人純真学園（以下「本学園」という。）の歴史は、学園祖・福田昌子によって「学校法人純真女子学園」が設立された昭和 31(1956)年 2 月に始まる。その際、福田昌子は女性の人間的尊厳の確立と社会的地位の向上を目指し、高度な学識と人間的教養を身につけ、豊かな知性を持ち奉仕の精神を身につけた気品ある女性として、また純真な心を持って社会に貢献することのできる、新しい時代を担うに相応しい女性を育成することを掲げ、学園訓を「気品・知性・奉仕」と定めるとともに、学園の名称に「純真」の文字を取り入れた。

同年 4 月、私学としては福岡県において戦後 3 番目となる「純真女子高等学校」（現在の純真高等学校）を開校し、翌昭和 32(1957)年に「純真女子短期大学」（現在の純真短期大学）を、また昭和 42(1967)年に「東和大学」を開学した。

また、産婦人科医でもあった福田昌子は、豊富な医療経験と知識を活かして、昭和 40(1965)年に准看護師養成課程としては私学で初となる衛生看護科を高等学校に設置した。その後、平成 14(2002)年には衛生看護科を「看護科」と改称するとともに、新たに 2 年制の看護専攻科を設置して 5 年一貫制の看護師養成課程を確立した。現在までに卒業生は千数百人を数え、各々が看護師・准看護師として医療の最前線で活躍するとともに広く社会に貢献している。

一方、東和大学においても創設当初より医療電子工学科を設け、その後、臨床工学技士の資格取得を目指すことのできる、当時としては九州唯一の臨床工学コースを設置した。以来長年に渡って臨床工学技士教育に尽力し、多くの優秀な医療人を社会に送り出してきた。

学園設立より 50 余年、本学園は地域社会の求める実践的職業人を多数輩出し、また教育文化の振興に寄与するなど、多大な実績を上げてきたが、新たな 50 年に向けての大きな一歩として、平成 23(2011)年 4 月、本学保健医療学部看護学科、放射線技術科学科、検査科学科及び医療工学科の医療系 4 学科を九州地区で初めて同時設置した。

さらには、平成 25 (2013) 年に独立行政法人国立病院機構九州医療センター（以下「九州医療センター」という。）との協力協定を締結したことで、本学の学生教育に九州医療センターの設備と機器を活用して先端医療を学ぶことが可能となり、併せてチーム医療をより実践的に学ぶことのできる環境が整ったといえる。

本学は、これまで本学園が積み上げてきた医療人育成の伝統を継承するとともに学園訓をそのまま建学の精神として掲げることにより、高度化する現代医療に対応できる能力と、「気品・知性・奉仕」を兼ね備えた人材の育成を目指している。

また、平成 30 (2018) 年 4 月より大学院保健医療学研究科（修士課程）を設置する予定である。

（２）学則変更（収容定員変更）の内容

近年の看護師を始めとした医療技術者の不足、高校生の保健医療系大学への根強い人気及び本学設置以降、既設学科への高い志願倍率から【資料 1】、本学が福岡県福岡市南区筑紫丘 1 丁目 1 番 1 号に設置している「保健医療学部」の看護学科、放射線技術科学科及び検査科学科の入学定員及び収容定員を表 1 のとおり増加することに伴い、収容定員の増加に係る学則変更を行うものである。

なお、収容定員の変更に伴う学則変更の時期は、平成 30（2018）年 4 月 1 日とする。

表 1 入学定員及び収容定員の変更 (人)

学部・学科名	変更前		変更後		増減	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
保健医療学部 看護学科	80	320	100	400	20	80
放射線技術科学科	60	240	80	320	20	80
検査科学科	60	240	75	300	15	60
医療工学科	40	160	40	160	0	0
計	240	960	295	1,180	55	220

【資料 1 受験者数の推移】

（３）学則変更（収容定員変更）の必要性

平成 28（2016）年 4 月現在の本学保健医療学部在学学生に占める福岡県出身者の割合は 56.0%、また、九州沖縄地区（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）でみた場合、95.9%と非常に高率を示している【資料 2】。リクルート進学総研マーケットリポートによれば、我が国における 18 歳人口は、平成 28（2016）年まではほぼ横ばい、平成 29（2017）年以降減少に転じ、平成 35（2023）年には 106 万人になると予測されており、その後徐々に減少していく。しかし、九州沖縄地区における減少は、全国に比べて緩やかである。平成 27（2015）年から平成 38（2026）年の 12 年間の減少率は、全国 9.0%に比べ、福岡県では 2.6%、九州沖縄地区は 6.3%である【資料 3】。九州沖縄地区からの出身者の割合が非常に高い本学への入学者に対し、少子化の影響が急激に反映されるとは考えにくい。また、過去 5 年間の本学保健医療学部看護学科の志願倍率は 5.00 倍～8.11 倍、放射線技術科学科においては 3.83 倍～5.75 倍、検査科学科においては 3.92 倍～5.18 倍で推移しており、高校生の医療系職種に対する根強い人気が伺われる【資料 4】。

また、本学の平成 27（2015）の各学科学生一人当たりの求人件数をみても、看護師 7.94 件、診療放射線技師 8.35 件、臨床検査技師 7.17 件と高い求人件数であり、今後も継続した求人が望める【資料 5】。

以上のことから、社会的需要に応えるためにも看護学科、放射線技術科学科、検査科学科の収容定員を増加し、各資格の養成数の増加に貢献していきたい。

【資料 2 保健医療学部在学学生の出身地】

【資料 3 18 歳人口の推移（全国、九州沖縄）】

【資料 4 本学の志願者数、合格者数、入学者数、入学定員に対する志願倍率及び入学定員超過率】

【資料 5 学生一人当たりの求人件数】

（４）学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

ア 教育課程等の変更内容

本学保健医療学部は、純真学園大学の建学の精神である「気品・知性・奉仕」に基づき、保健医療学に係る教育研究を通して、生命の尊厳を基盤とした豊かな人間性と高い倫理観を育み、保健・医療・福祉の分野において広く貢献できる人材の育成を目的としている。また、看護学科においては、看護学に関する専門知識・技術・態度の教育研究を行い、高い倫理性に基づいて健康についての問題を包括的に捉え、柔軟に解決する実践能力を持った看護職者の育成を、放射線技術科学科においては、放射線技術科学に関する専門知識・技術の教育研究を行い、豊かな教養と高い倫理観を備え、かつ科学的判断能力と問題解決能力を備えた人材の育成を、検査科学科においては、検査科学の専門知識・技術の教育研究を行い、豊かな人間性と高い倫理観とともに、科学的根拠に立脚した課題探求能力と実践的な問題解決能力を備えた人材の育成を目的としている。今回、収容定員増を行うが、現行の教育課程等を着実に実行することにより上記の目的を達成することができ、また、教育の質も担保されるため、収容定員変更に伴う教育課程等の変更は行わない。

イ 教育方法及び履修指導方法の変更内容

収容定員増に伴う教育方法及び履修指導方法の変更は行わないが、収容定員増後の学生数に対して必要な臨地・臨床実習の受入施設については以下のとおり確保している。

（ア）看護学科の実習計画案

看護学科の臨地実習は、1年次12月に「基礎看護学実習Ⅰ」、2年次6月～7月に「基礎看護学実習Ⅱ」、3年次9月～2月にかけて「領域別看護学実習」、4年次5月～6月に「統合実習」、さらに4年次6月～7月に保健師課程選択者が履修する「公衆衛生看護学実習」を行う計画である【資料6】。また、それらの実習受入施設を福岡県及び佐賀県に76箇所確保している【資料7】。

1年次後期に担当している「基礎看護学実習Ⅰ」は、九州医療センター、大牟田病院及び九州中央病院の3施設で行う。具体的には、学生を1グループ5～7名に分け、計16グループが同時に実習を行う計画である【資料8】。

2年次前期に担当している「基礎看護学実習Ⅱ」は、九州医療センター、大牟田病院及び九州がんセンターの3施設で行う。具体的には、学生を1グループ4～6名に分け、計21グループが同時に実習を行う計画である【資料9】。

3年次後期に担当している「領域別看護学実習」は、九州医療センターをはじめ、福岡県内の基幹病院、訪問看護ステーション、保育園などの複数の施設で行う。具体的には、学生を1グループ5～6名に分け、計17グループが同時に実習を行う計画である【資料10】。

4年次前期に担当している「統合実習」は、九州医療センター及び学生がテーマ別に選択した領域の実習施設で行う。具体的には、学生を1グループ5名に分け、計20グループが同時に実習を行う計画である【資料11】。また、保健師課程を選択した学生（10名）は「統合実習」を終えた後、保健所において「公衆衛生看護学実習Ⅰ」と「公衆衛生看護学実習Ⅱ」の実習を行う計画である【資料12】。

各施設の実習指導は、臨地実習指導者講習会修了者または管理職（病棟師長・副師長・主

任、訪問看護ステーション管理者、園長など）が担当しており、担当教員と密に連携を図り指導を行う。

なお、平成 30（2018）年度の収容定員増に伴い、臨地実習の学生受入人数は 20 名増となるが、収容定員増後も過去の実績から問題なく臨地実習を行うことができる。

【資料 6 看護学科 実習計画 年間予定表】

【資料 7 看護学科 臨地実習受入施設及び受入人数】

【資料 8 看護学科 2018 年度（平成 30 年度）1 年次基礎看護学実習Ⅰ計画】

【資料 9 看護学科 2019 年度（平成 31 年度）2 年次基礎看護学実習Ⅱ計画】

【資料 10 看護学科 2020 年度（平成 32 年度）3 年次領域別看護学実習計画】

【資料 11 看護学科 2021 年度（平成 33 年度）4 年次統合実習計画】

【資料 12 看護学科 2021 年度（平成 33 年度）4 年次公衆衛生看護学実習計画】

（イ）放射線技術科学科の実習計画案

1 年次後期に担当している早期体験学習は、九州医療センター、九州大学病院、福岡大学病院、福岡徳洲会病院、久留米大学病院及び九州国際重粒子線がん治療センターの 6 施設で行う。早期体験学習では一般撮影部門、X 線透視部門、CT 部門、MRI 部門、放射線治療部門、核医学部門の見学を行い、学生を 6 グループに分け、2 回のオリエンテーションの後に実施する【資料 13】。

平成 32（2020）年度以降は、3 年次後期の 10 月～12 月にかけて 50 日間（画像検査技術学臨床実習Ⅰ：10 日間、画像検査技術学臨床実習Ⅱ：20 日間、核医学検査技術学臨床実習：10 日間、放射線治療技術学臨床実習：10 日間）の実習を行う計画である【資料 14】。具体的には、学生を 1 グループ 2～3 名に分け、九州各県及び山口県で確保している 64 の実習受入施設のうち、約 40 施設で同時に臨床実習を行う【資料 15】。

なお、平成 30（2018）年度の収容定員増に伴い、平成 32（2020）年度の 3 年次後期の臨床実習の学生受入人数は 20 名増となるが、収容定員増後も過去の実績から問題なく臨床実習を行うことができる。

【資料 13 放射線技術科学科 平成 30（2018）年度 1 年次早期体験学習計画】

【資料 14 放射線技術科学科 平成 32（2020）年度以降 3 年次臨床実習計画】

【資料 15 放射線技術科学科 臨床実習受入施設及び受入人数】

（ウ）検査科学科の実習計画案

実習期間は、3 年次後期の 10 月～12 月にかけて 8 週間を計画している【資料 16】。臨地実習においては学生の希望を考慮して実習施設を決定するため、具体的な各施設の受け入れ人数は実習開始年度の 4 月に決定し各実習施設との打ち合わせが開始される。

学生の希望を出来るだけ反映させるため臨地実習施設を 3 つのグループに分け、まず、第 1 グループとして、全ての臨床検査項目を実施できる九州医療センターをはじめとする国立病院機構及び県内外の大学病院など大規模施設 26 施設【資料 16-A】において 8 週間を通して臨地実習を行うこととする。次に、第 2 グループとして、病理・細胞診検査に特化した

福岡大学病院病理部、福岡大学筑紫病院病理部の 2 施設と病理・細胞診検査、微生物検査など一部の臨床検査項目が実施できない小規模施設 17 施設の計 19 施設【資料 16—B】において半期の 4 週間で臨地実習を行うこととする。さらに、第 3 グループとして、第 2 グループを補う形で全ての臨床検査項目を実施できる麻生飯塚病院をはじめ福岡赤十字病院など主に県内の大規模施設 18 施設【資料 16—C】において半期 4 週間かけて臨地実習を行い計 8 週間の臨地実習期間とする。したがって、第 1 グループ 8 週間通しの臨地実習で 68 人、第 2 グループ 4 週間と第 3 グループ 4 週間の分割臨地実習で少なくとも 58 人の実習が受け入れ可能であり、合計 63 施設 126 人の臨地実習が実施可能である。

このうち福岡県外 11 施設の佐賀県 3 施設、熊本県 2 施設、宮崎県 2 施設、大分県 1 施設、長崎県 1 施設、沖縄県 1 施設、鹿児島県 1 施設は大学病院を中心としており、出身地での就職を念頭に臨地実習を受けたい学生のために確保している。

平成 30(2018)年度の入学定員が 60 人から 75 人に増員した場合、実際には平成 32(2020)年度に 75 人が 3 年次後期に臨地実習に出て行くことになるが、以上の様に臨地実習受け入れ施設数としては全く問題ない。

【資料 16 検査科学科 臨地実習受入施設及び受入人数】

ウ 教員組織の変更内容

(ア) 教育目的及び教育課程に則した教員の配置

大学設置基準と本学の各学科の教員数は、表 2 のとおりとなっている。

学部・学科等の教員数について、収容定員増をした場合の本学の大学設置基準上必要な最低専任教員数は「大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数」である加算教員を含めて 51 人であるが、本学の助教以上の教員数は 74 人で、基準を大幅に上回っており十分な教育体制が整っている。また、設置基準による各学科別の教員数及び加算教員に対する必要教授数についても基準を上回っている。教員数の充足率の高さは、保健医療系学部に通ずる学内演習・実習科目及び学外実習科目等の実技・実験を伴う科目の多いことに由来する。平成 30(2018)年度からは連携協定を締結した九州医療センターとの協力体制が構築されることで、臨地・臨床実習先の安定的な確保に加え、教員の負担が軽減されるため、定員増を行うことによる教員組織の大幅な変更は行わない。

また、専任教員としてカウントしないが、看護学科では専任助手が 3 人及び学外実習を支援するための非常勤助手が 3 人配置されている。

現状の専任教員数で平成 30 年度より収容定員増をした場合でも、看護学科、放射線技術科学科及び検査科学科の教員数の基準及び「大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数」である加算教員を含めて大学設置基準を上回る教員配置となっているため、教育の質にも支障は来たさない。

表2 大学設置基準に基づく必要教員数と現員数（平成30年4月1日時点の数）（人）

学部・学科		専任教員数					専任 助手	設置基準上 必要専任 教員数	設置基準上 必要専任 教授数
		教授	准教授	講師	助教	計			
保健医療学部	看護学科	11	5	6	8	30	3	12	6
	放射線技術科学科	6	4	0	4	14	0	8	4
	検査科学科	6	6	2	2	16	0	8	4
	医療工学科	7	2	2	3	13	0	8	4
保健医療学部計		30	17	10	17	74	3	36	18
大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数								15	8
合 計		30	17	10	17	74	3	51	26

（イ）教員組織の年齢構成

本学では、教員組織を活性化するための適切な措置として、年齢、性別、出身大学等に関する偏向を防ぐため、任期制や公募制を取り入れ、原則、公募による本学の規定に沿った教育職員選考委員会による採用を行っている。

全学の職位別年齢構成は、表3に示すように、「平成25年度学校教員統計調査」（文部科学省）による大学教員の年齢構成に比べて本学は妥当な傾向にあり、特に平成29年3月1日現在では65歳以上の教員が76人中6人（本学専任教員の7.9%）となっている（文部科学省統計では、私立大学全体での65歳以上の教員割合は11.0%）。

平成30年度（2018年度）に定員増を行い学生数が増加した場合においても現在の教員数で大学設置準を満たしているが、今後、授業科目の内容充実を図るため、教員の配置及び非常勤講師等の活用も含め、年次ごとに見直す計画である。

表3 教員の年齢別構成（平成29年3月1日現在）

		25歳未満	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
本学	人数	0	0	7	6	10	11	15	12	9	6
	比率	0%	0%	9.2%	7.9%	13.2%	14.5%	19.7%	15.8%	11.8%	7.9%
全国（私大）	人数	273	3,069	8,702	12,503	13,491	12,646	13,572	12,657	13,302	11,110
	比率	0.3%	3.0%	8.6%	12.3%	13.3%	12.5%	13.4%	12.5%	13.1%	11.0%

※ 教員数には助手を含む。

※ 全国（私大）の人数は「平成25年度学校教員統計調査」（文部科学省）に基づく。

エ 大学全体の施設・設備の変更内容

(ア) 施設、設備等の整備計画

a 施設の整備計画について

(a) 校地

本学は、福岡県福岡市南区筑紫丘（最寄り駅：西鉄大橋駅）の住宅街に囲まれた小高い丘の上にあり、市街地の喧騒から隔てられている。そのため、落ち着いて学ぶことができる立地環境にあるといえる。

福岡市中心の天神地区から西鉄電車で約7分の大変交通アクセスが良い地区に立地しており、現在、校地等の面積は36,199.8㎡（校舎等敷地：21,277.1㎡、運動場用地：9,503.2㎡、その他：5,419.6㎡）を有し、教育にふさわしい環境を整備している。

キャンパス内には、多くの樹木が植えられている。平成16(2004)年に中庭を整備して花壇を設け、ベンチを配置したことにより、都心では親しむことが少なくなった鳥や草花に触れることができるため、学生の憩いの場となるばかりでなく、休日には地域の家族連れも散歩に訪れている。現在、校舎周辺では四季折々の草花を増やすキャンパス美化作業が継続して進められている。

運動場（用地：9,503.2㎡）については、キャンパスからバスで15分の場所にある福岡県筑紫郡那珂川町に整備しているほか、その他のスポーツ施設としてキャンパスから徒歩約5分の位置にテニスコート（2面）を設けている。

(b) 校舎

本学保健医療学部のある筑紫丘キャンパスには、講義室及び教員研究室を有する1号館や看護学科及び放射線技術科学科の実習棟である2号館、検査科学科の実習棟である3号館、医療工学科の実習棟である4号館、また、純真短期大学と共用する図書館や食堂、管理部門、教員研究室等を含む本館等、あわせて29,177.6㎡の建物を有する。

本館6階には、平成30(2018)年4月以降の本学保健医療学部の入学定員295人（看護学科100人、放射線技術科学科80人、検査科学科75人、医療工学科40人）を収容可能なホール（1,060.9㎡）を整備しており、全学共通である共通専門科目等に対応しているほか、1号館、2号館、3号館、4号館も含め、各学科の科目展開に必要な規模の教室や実験・実習室、PC実習室を整備している。なお、1号館については、旧耐震基準に基づく建造物であったことから、平成26(2014)年度に大規模な耐震補強工事を実施済である。

上記のとおり、施設面において、収容定員増に伴い学生数が増加することによって講義室、演習室及び実習室が不足することはないが、解剖学実習を行っている2号館3F学部共通実習室については、実験台の改修などを平成29(2017)年度中に実施する。

b 設備等の整備計画について

収容定員増に伴い、実験・実習設備を拡充する。各学科における対応は以下のとおりである。

(a) 看護学科

指定規則に沿った設置基準物品は既に整備されているが、より教育効果を高めるために沐浴用人形（5体）及び沐浴槽（7器）を平成29(2017)年度中に整備する。なお、その他の備品等については収容定員増後の人数に照らし充足しているため追加整備は行わないが、そ

れにより教育の質に支障を来たすことはない。

(b) 放射線技術科学科

指定規則に沿った設置基準物品は既に整備されており、また、さらに質の高い教育を行うための専門機器についても収容定員増後の人数に照らし十分に整備されているため実験・実習機器等の追加整備は行わないが、それにより教育の質に支障を来たすことはない。

(c) 検査科学科

平成 30 (2018) 年度以降、形態検査学、生物化学検査学、病因・生体防御検査学をはじめ生理機能検査学など各実習科目において使用する実験・実習機器について、収容定員増後の人数に照らし充足しているため追加整備は行わないが、それにより教育の質に支障を来たすことは無い。

その他、保健医療学部共通で使用する 1 号館及び 2 号館の講義室の机及び椅子についても収容定員増後の人数に照らし十分充足しているが、万が一不足が生じる場合は必要に応じて整備を行う計画である。

学生確保の見通しを記載した書類

【目次】

(1) 学生確保の見通し及び申請者としての取り組み状況	1
ア 学生確保の見通し	1
(ア) 定員充足の見込み	1
(イ) 定員充足の根拠となる客観的データの概要	2
イ 学生確保に向けた具体的な取り組み状況	3
(ア) 学生募集イベントの開催	3
(イ) 進学説明会	3
(ウ) 模擬授業	3
(エ) 教職員による高校訪問	3
(2) 人材需要の動向等社会の要請	4
ア 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）	4
(ア) 保健医療学部	4
(イ) 看護学科	4
(ウ) 放射線技術科学科	4
(エ) 検査科学科	4
イ 上記アが社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたもので あることの客観的な根拠	4
(ア) 看護学科の客観的な根拠	4
(イ) 放射線技術科学科の客観的な根拠	5
(ウ) 検査科学科の客観的な根拠	6

学生確保の見通しを記載した書類

(1) 学生確保の見通し及び申請者としての取り組み状況

ア 学生確保の見通し

(ア) 定員充足の見込み

a 本学保健医療学部 各学科の入学定員設定の考え方

本学は、福岡市中心の天神地区から西鉄電車で約 7 分の大変交通アクセスが良い地区に立地しており、さらに、平成 29 (2017) 年 8 月より最寄り駅である西鉄大橋駅に特急電車が停車することとなり、福岡県南部地域からの志願者数の増加が見込める。また、平成 25 (2013) 年に独立行政法人国立病院機構九州医療センターとの協力協定を締結したことで、本学の学生教育に九州医療センターの設備と機器を活用して先端医療を学ぶことが可能となり、併せてチーム医療をより実践的に学ぶことができるため、本学が掲げる人材を育成する上で最適な環境が整ったといえる。しかしながら、看護学科及び放射線技術科学科においては指定規則による施設面の基準を、また、検査科学科においては施設面の収容人数上限を鑑み、各学科の志願者数、入学者数、求人件数、就職者数等を考慮し、学修の質並びに環境面も含めた教育の質の低下をきたさない範囲で以下のとおり入学定員を設定した。

(a) 看護学科

看護学科は、開設以来、入学定員に対し高い倍率で志願者数を確保してきた【資料 1、2】。また、入学定員 80 名に対して、推薦入試の募集人員は 24 名とその割合は低く (30%)、多くの入学者は競争率の高い一般入試または大学入試センター試験利用入試を受験し入学しているため、質の高い学生の確保が可能となっている。なお、過去 5 年間における一般入試の平均志願倍率は 10.7 倍、大学入試センター試験利用入試の平均志願倍率は 10.2 倍となっている。

今回、社会的な看護師不足、本学看護学科への高い志願倍率及び看護師を育成する上で最適な学修環境が整ったことから収容定員増を行うこととするが、本学の施設の収容人数上限及び指定規則による施設面の基準の範囲で入学定員の人数設定を現在の 80 名から 100 名にすることとする。

(b) 放射線技術科学科

放射線技術科学科は、平成 23 (2011) 年に九州においては初めての診療放射線技師を養成する私立大学として開設以来、入学定員に対し高い倍率で志願者数を確保してきた【資料 1、2】。看護学科と同様、入学定員 60 名に対して、推薦入試の募集人員は 18 名とその割合は低く (30%)、競争率の高い一般入試または大学入試センター試験利用入試を受験し入学している学生が多いため、質の高い学生の確保が可能となっている。なお、過去 5 年間における一般入試の平均志願倍率は 4.8 倍、大学入試センター試験利用入試の平均志願倍率は 11.1 倍となっている。

今回、社会における診療放射線技師の需要と本学放射線技術科学科への高い志願倍率及び診療放射線技師を育成する上で最適な学修環境が整ったことから収容定員増を行うこととす

るが、本学の施設の収容上限及び指定規則による施設面の基準の範囲で入学定員の人数設定を現在の 60 名から 80 名にすることとする。

(c) 検査科学科

検査科学科は、平成 23 (2011) 年に九州においては 2 番目の臨床検査技師を養成する私立大学として開設以来、入学定員に対し高い倍率で志願者数を確保してきた【資料 1、2】。上記 2 学科と同様、入学定員 60 名に対して、推薦入試の募集人員は 18 名とその割合は低く

(30%)、競争率の高い一般入試または大学入試センター試験利用入試を受験し入学している学生が多いため、質の高い学生の確保が可能となっている。なお、過去 5 年間における一般入試の平均志願倍率は 5.8 倍、大学入試センター試験利用入試の平均志願倍率は 12 倍となっている。

今回、社会における臨床検査技師の需要と本学検査科学科への高い志願倍率及び臨床検査技師を育成する上で最適な学修環境が整ったことから収容定員増を行うこととするが、本学の施設の収容上限の範囲で入学定員の人数設定を現在の 60 名から 75 名にすることとする。

【資料 1 純真学園大学保健医療学部 受験者数の推移】

【資料 2 本学の志願者数、合格者数、入学者数、入学定員に対する志願倍率及び入学定員超過率】

(イ) 定員充足の根拠となる客観的データの概要

a 本学の志願者数、合格者数、入学定員に対する倍率及び定員超過率

(a) 看護学科

看護学科の過去 5 年間の平均志願者数は 519 人である。平成 24 (2012) 年度～平成 28 (2016) 年度の入学定員 80 名に対する志願倍率は、5.00 倍～8.11 倍で推移し、入学定員超過率は 1.05 倍～1.30 倍である【資料 2】。開学後 5 年間の平均志願倍率は 6.49 倍、入学定員を 100 名とした場合でも 5.19 倍と高い倍率となる。平成 30 (2018) 年度以降の入学定員 100 名に対する超過率は、努力目標を 1.00 倍に定め厳守するよう努める。

(b) 放射線技術科学科

放射線技術科学科の過去 5 年間の平均志願者数は 289 人である。平成 24 (2012) 年度～平成 28 (2016) 年度の入学定員 60 名に対する志願倍率は、3.83 倍～5.75 倍で推移し、入学定員超過率は 1.05 倍～1.32 倍である【資料 2】。開学後 5 年間の平均志願倍率は 4.82 倍、入学定員を 80 名とした場合でも 3.16 倍と高い倍率となる。平成 30 (2018) 年度以降の入学定員 80 名に対する超過率は、努力目標を 1.00 倍に定め厳守するよう努める。

(c) 検査科学科

検査科学科の過去 5 年間の平均志願者数は 269 人である。平成 24 (2012) 年度～平成 28 (2016) 年度の入学定員 60 名に対する志願倍率は、3.92 倍～5.18 倍で推移し、入学定員超過率は 1.05 倍～1.33 倍である【資料 2】。開学後 5 年間の平均志願倍率は 4.49 倍、入学定員を 75 名とした場合でも 3.36 倍と高い倍率となる。平成 30 (2018) 年度以降の入学定員 75

名に対する超過率は、努力目標を 1.00 倍に定め厳守するよう努める。

【資料 2 本学の志願者数、合格者数、入学者数、入学定員に対する志願倍率及び入学定員超過率】

イ 学生確保に向けた具体的な取り組み状況

(ア) 学生募集イベントの開催

a オープンキャンパス

高校生及びその保護者を中心とする、本学に関心を持つ者を対象に、本学の教育システム、施設・設備、学生生活の雰囲気のアピールする目的で、年 3 回オープンキャンパスを実施している。オープンキャンパスでは、各学科の教育の特徴や教育課程についての説明会を実施すると共に、体験型イベントを行い各学科の教育内容の一部を紹介している。このような取り組みによって、今後も志願者の増加が期待できると考えている。

b 高校教員対象大学説明会

例年 6 月に高校教員を対象とする大学説明会を実施している。主な対象は高校教員としているが、併せて塾・予備校の進学担当者も招集して本学の各学科の教育内容の説明に加え、就職・学生生活の説明を行い、本学の教育活動への理解を図っている。また、当該年度における入試結果と翌年度入試に関する説明及び個別相談も行っている。

c 大学見学会

大学見学会として、医療系進学希望者を高校単位で本学に招き、学科説明や入試制度の説明、施設見学、各学科で実際に開講している科目の体験受講を行っている。医療系、特に本学への志望意識を高めることと入学後のミスマッチ防止を目的としている。

(イ) 進学説明会

毎年、6 月から 7 月を中心とする時期に福岡県及び九州各県で開催される進学説明会に参加し、本学に関心を持ってはいるものの、時間・距離的に本学を訪れることの難しい高校生や保護者と対面して直接本学の教育内容や学生生活、入試情報等を伝え、質問に答えている。

(ウ) 模擬授業

医療分野への進学を希望する高校生を対象に、教職員が高校に赴き模擬授業を実施している。高校生が進学後に学びたい内容からテーマを選び、60 分程度の模擬授業に参加することで、医療系分野及び本学への志望意識を高めることを目的としている。

(エ) 教職員による高校訪問

主に 6 月から 8 月の間に本学の教職員が福岡県及び九州各県の高校を訪問し、本学の教育内容の説明と高校側の希望する情報(国家試験関係、就職状況、入試等)の提供を行っている。

（２）人材需要の動向等社会の要請

ア 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

本学は、教育基本法及び学校教育法の本旨に則り、広く知識を授け深く専門の学芸を研究教授するとともに、純真学園建学の精神に基づき、教養豊かにして学識高き人材を養成することを目的としている。

また、大学の使命・目的に沿って、保健医療学部及び今回定員を変更する 3 学科における教育研究上の目的をそれぞれ以下のとおり定めている。

（ア）保健医療学部

保健医療学部は、純真学園大学の建学の精神である「気品・知性・奉仕」に基づき、保健医療学に係る教育研究を通して、生命の尊厳を基盤とした豊かな人間性と高い倫理観を育み、保健・医療・福祉の分野において広く貢献できる人材の育成を目的とする。

（イ）看護学科

看護学科は、看護学に関する専門知識・技術・態度の教育研究を行い、高い倫理性に基づいて健康についての問題を包括的に捉え、柔軟に解決する実践能力を持った看護職者の育成を目的とする。

（ウ）放射線技術科学科

放射線技術科学科は、放射線技術科学に関する専門知識・技術の教育研究を行い、豊かな教養と高い倫理観を備え、かつ科学的判断能力と問題解決能力を備えた人材の育成を目的とする。

（エ）検査科学科

検査科学科は、検査科学の専門知識・技術の教育研究を行い、豊かな人間性と高い倫理観とともに、科学的根拠に立脚した課題探求能力と実践的な問題解決能力を備えた人材の育成を目的とする。

イ 上記アが社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

平成 28（2016）年 4 月現在の本学保健医療学部在学生に占める福岡県出身者の割合は 56.0%、また、九州沖縄地区（福岡県 56.0%、佐賀県 7.5%、長崎県 4.7%、熊本県 7.5%、大分県 5.1%、宮崎県 6.7%、鹿児島県 6.1%、沖縄県 2.3%）でみた場合、95.9%と非常に高率を示している。以上の結果を踏まえ、各学科における客観的な根拠について以下に述べる。

（ア）看護学科の客観的な根拠

a 学生一人当たりの求人件数及び卒業生の就職先

本学の平成 27（2015）の看護学科学生一人当たりの求人件数をみると 7.94 件、九州・沖縄地区の求人件数は 2.92 件と高い求人件数であり、今後も継続した求人が望める【資料 3】。また、平成 27（2015）年度の看護学科の卒業生の就職先については、大学院等への進学等を

除くと九州・沖縄地区で 82.1%を占めている【資料 4】。

b 九州・沖縄地区の看護師数

九州・沖縄地区の人口 10 万人当たりの看護師数は、福岡県の 991.3 人を始め全国的にみて比較的高い水準にあるが、これは、本州中央部に比べ九州・沖縄地区に高齢者が多く、一般病床数が多いことと関係していると考えられ、若者が都市に集まり、地方に高齢者が残る社会構造が病床数の多さにつながっていると言える【資料 5】。

c 九州・沖縄地区における看護師養成大学の定員数

看護師養成大学は全国すべての県にある。九州・沖縄地区の人口 10 万人当たりの看護師養成大学の入学者数をみると、福岡県においては 20.8 人と比較的上位に位置するが、その他の 7 県においては中位から下位に位置する【資料 6】。

以上のことより、九州・沖縄地区には看護師養成に対する潜在需要があると考えられる。

【資料 3 学生一人当たりの求人件数】

【資料 4 純真学園大学保健医療学部看護学科 2015 年度卒業生の就職先】

【資料 5 人口 10 万人当たりの看護師・准看護師数（全都道府県）】

【資料 6 人口 10 万人当たりの看護師養成大学定員（全都道府県）】

(イ) 放射線技術科学科の客観的な根拠

a 学生一人当たりの求人件数及び卒業生の就職先

本学の平成 27（2015）の放射線技術科学科学生一人当たりの求人件数をみると 8.35 件、九州・沖縄地区の求人件数は 3.69 件と高い求人件数であり、今後も継続した求人が望める【資料 3】。また、平成 27（2015）年度の放射線技術科学科の卒業生の就職先については、大学院等への進学等を除くと九州・沖縄地区で 80%を占めている【資料 7】。

b 九州・沖縄地区の診療放射線技師数

九州・沖縄地区の人口 10 万人当たりの診療放射線技師数は、佐賀県が 33.9 人、沖縄県が 32.8 人と全国では下位に位置しているものの、福岡県の 39.3 人、大分県の 42.8 人、鹿児島県の 40.5 人など、比較的上位に位置している県も多い。これは、看護師数と同様に九州・沖縄地区に高齢者が多いため一般病床数が多いことと関係していると言える【資料 8】。

c 九州・沖縄地区における診療放射線技師養成大学の定員数

診療放射線技師養成大学のある県は全国で 22 県ある。九州・沖縄地区の人口 10 万人当たりの診療放射線技師養成大学の入学者数をみると、福岡県においては 3 人、熊本県においては 2.1 人と中位に位置している。また、その他 6 県においては養成大学が設置されていない【資料 9】。

以上のことより、福岡県を中心に診療放射線技師に対する潜在需要が高いと考えられる。

【資料 3 学生一人当たりの求人件数】

【資料 7 純真学園大学保健医療学部放射線技術科学科 2015 年度卒業生の就職先 】

【資料 8 人口 10 万人当たりの診療放射線技師数（全都道府県）】

【資料 9 人口 10 万人当たりの診療放射線技師養成大学定員（全都道府県）】

（ウ）検査科学科の客観的な根拠

a 学生一人当たりの求人件数及び卒業生の就職先

本学の平成 27（2015）の検査科学科学生一人当たりの求人件数をみると 7.17 件、九州・沖縄地区の求人件数は 3.08 件と高い求人件数であり、今後も継続した求人が望める【資料 3】。また、平成 27（2015）年度の検査科学科の卒業生の就職先については、大学院等への進学等を除くと九州・沖縄地区で 83.3%を占めている【資料 10】。

b 九州地区の臨床検査技師数

九州・沖縄地区の人口 10 万人当たりの臨床検査技師数は、福岡県においては 50.6 人、大分県においては 59.7 人、熊本県においては 55.6 人と全国でも上位にあるが、長崎県では 49 人、沖縄県においては 47.7 人と中位にあり、鹿児島県や佐賀県及び宮崎県においては 42 人から 40.4 人と下位にある。したがって、臨床検査技師に対する潜在需要が大きい地域と考えられる【資料 11】。

c 九州・沖縄地区における臨床検査技師養成大学の定員数

臨床検査技師養成大学のある県は全国で 31 県ある。九州・沖縄地区の人口 10 万人当たりの臨床検査技師養成大学の入学者数をみると、福岡県においては 3.4 人と中位にあり、熊本県においては 7.1 人、宮崎県においては 5.4 人、沖縄県においては 4.2 人と上位から中位に位置している。また、その他 4 県においては養成大学が設置されていない【資料 12】。

以上のことより、福岡県を中心に臨床検査技師に対する潜在需要が高いと考えられる。

【資料 3 学生一人当たりの求人件数】

【資料 10 純真学園大学保健医療学部検査科学科 2015 年度卒業生の就職先 】

【資料 11 人口 10 万人当たりの臨床検査技師数（全都道府県）】

【資料 12 人口 10 万人当たりの臨床検査技師養成大学定員（全都道府県）】

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
-	学長	フクダ ヨウノスケ 福田 庸之助 ＜平成23年4月＞		修士 (経済 学) ※		学校法人純真学園 理事長※ (平成12. 2) 純真学園大学 学長 (平成23. 4～平成31. 3) 純真短期大学 学長※ (平成27. 4) 社会福祉法人晶 理事長 (平成27. 9)